

加盟団体の処分に関する基準

第1章 総則

第1条（目的）

この基準は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）加盟団体規程第26条により、加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

第2条（適用範囲）

この基準は、本会加盟の中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会、関係スポーツ団体、準加盟団体、承認団体に対して適用する。

第2章 処分の手続き

第3条（処分の手続き）

対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 事案が判明した時点において、事務局により、当該団体に対し事実確認を行い、倫理・コンプライアンス委員会へ報告する。
- (2) 倫理・コンプライアンス委員会は事務局からの報告内容について審議し、処分案を理事会へ上程する。
- (3) 処分案の内、注意、勧告及び資格停止は理事会で決定することとし、資格変更及び退会については理事会での決議の後、評議員会へ上程する。
- (4) 倫理・コンプライアンス委員会での審議過程においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合、または当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

第4条（処分の決定）

本基準第5条に定める処分は、前条の手続きを経て以下のとおり決定する。

- (1) 注意及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定
- (2) 資格停止は、総理事の過半数の同意により決定
- (3) 資格変更及び退会は、総理事及び総評議員の過半数の同意により決定

第3章 処分の種類及び内容

第5条（処分の種類及び内容）

処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 注意
口頭または書面により、是正・改善を求める。
- (2) 勧告
書面により、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。
- (3) 資格停止

書面での通知を以って、一定期間、本会加盟団体規程に定める加盟団体としての権利・権限等を停止する。

なお、資格停止の具体的な内容は、以下のとおりとする。

<事業>

a. 本会各種事業への参画（国民体育大会、日本スポーツマスターズ、国際交流事業、公認スポーツ指導者養成事業、総合型地域スポーツクラブ育成事業等）

b. 本会名義の使用（主催、共催、後援等）

<役員・評議員>

c. 理事候補者及び評議員候補者の推薦

d. 当該団体推薦役員・評議員の理事会・評議員会への出席

<推薦>

e. 当該団体に関して、本会から他団体・機関等への各種推薦（栄典、銃砲所持等）

<契約>

f. 当該団体と締結する各種契約（事業委託契約等）

(4) 資格変更

書面での通知を以って、正加盟団体を準加盟団体又は承認団体に、準加盟団体を承認団体に資格変更する。

(5) 退会

書面での通知を以って、当該団体を本会から退会させる。

2. 処分後、当該団体における是正・改善状況を見極めた上で、処分の種類及び内容を協議、決定する。

第3章 不服申立

第6条（不服申立）

加盟団体規程第27条に基づき、本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。その際、当該団体は、本会による処分決定の日から30日以内に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構にこの仲裁を申立てるものとする。

第4章 その他

第7条（その他）

- (1) 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点から起算して、この基準を適用することができる。
- (2) この基準に定める事項以外については、別途倫理・コンプライアンス委員会で協議の上、理事会及び評議員会において決定する。

第8条（基準の改廃）

この基準の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附則

本基準は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

本基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

本基準は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

本基準は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。